

# 官報

号外 平成二年三月三十日

## ○第百十八回 衆議院會議録 第十号

平成二年三月三十日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件  
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

午後五時三十二分開議  
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(櫻内義雄君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

中曾根康弘君から、海外旅行のため、三月三十一日から四月八日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(櫻内義雄君) 地方税法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

地方税法の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

出席國務大臣

自治大臣 奥田 敬和君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

通信・放送衛星機轉法の一部を改正する法律  
国立劇場法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十八日、人事院総裁内海倫君から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成元年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十八日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百十八回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日

人事官 石坂 誠一 (任期満了) 平二・三

(政府委員承認)

一、去る二十八日、櫻内議長は、海部内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

人事官 石坂 誠一

一、去る二十八日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十八日議長において承認した石坂誠一を、同日第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

岡田 利春君

森井 忠良君

佐藤 観樹君

川島 實君

川島 實君

佐藤 観樹君

森井 忠良君

岡田 利春君

社会労働委員

川島 實君

佐藤 観樹君

農林水産委員

佐藤 観樹君

川島 實君

辞任

補欠

佐藤 隆君

御法川 英文君

丹羽 兵助君

井出 正一君

鳩山由紀夫君

三原 朝彦君

阿部 昭吾君

江田 五月君

大石 千八君

原田 義昭君

東 順治君

藤原 房雄君

井出 正一君

丹羽 兵助君

原田 義昭君

大石 千八君

三原 朝彦君 鳩山由紀夫君  
御法川英文君 佐藤 隆君  
藤原 房雄君 東 順治君  
江田 五月君 阿部 昭吾君

補欠 兵助君

逄沢 一郎君 丹羽 兵助君  
今枝 敬雄君 森 喜朗君  
植竹 繁雄君 大石 千八君  
江田 五月君 阿部 昭吾君  
大石 千八君 植竹 繁雄君  
丹羽 兵助君 逢沢 一郎君  
森 喜朗君 今枝 敬雄君  
阿部 昭吾君 江田 五月君

補欠 中村正三郎君

森 喜朗君 中村正三郎君  
中村正三郎君 森 喜朗君

補欠 森 喜朗君

森 喜朗君 中村正三郎君  
中村正三郎君 森 喜朗君

補欠 森 喜朗君

森 喜朗君 中村正三郎君  
中村正三郎君 森 喜朗君

補欠 森 喜朗君

森 喜朗君 中村正三郎君  
中村正三郎君 森 喜朗君

補欠 森 喜朗君

森 喜朗君 中村正三郎君  
中村正三郎君 森 喜朗君

補欠 森 喜朗君

(議案提出)  
一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
平成二年度一般会計暫定予算  
平成二年度特別会計暫定予算  
平成二年度政府関係機関暫定予算

(議案付託)  
一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
平成二年度一般会計暫定予算  
平成二年度特別会計暫定予算  
平成二年度政府関係機関暫定予算

(議案送付)  
以上三件 予算委員会 付託

一、去る二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)  
過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)  
一、去る二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。  
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
過疎地域活性化特別措置法案  
山村振興法の一部を改正する法律案  
一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案  
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
地方税法の一部を改正する法律案  
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件  
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件  
所得税法の一部を改正する法律案  
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案  
租税特別措置法の一部を改正する法律案  
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
(議案通知書受領)  
一、昨二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案  
国立劇場法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案  
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。  
よって国会法第八十三条により回付する。  
平成二年三月三十日  
参議院議長 土屋 義彦  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

目次中「第四款 犯罪取締り(第百三十九条―第百四十四条)」を「第五款 交付(第百四十四条)」に改める。  
第百四十四条の二の見出しを「(修学旅行の場合に

おける特別地方消費税の非課税)に改める。  
第百四十四条の四第一項中「一万円」を「一万五千円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第百四十四条の五とする。  
第百四十四条の三第一項中「五千円」を「七千五百円」に改め、同条第二項を削り、同条を第百四十四条の四とする。  
第百四十四条の二の次に次の一条を加える。  
(外国の大使等に対する特別地方消費税の非課税)  
第百四十四条の三 道府県は、本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この条において「大使等」という。)が、外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものとして、政令で定める方法により行う第百十三条第一項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(第百四十四条第一項の規定により第百十三条第一項の飲食店における飲食とみなされる飲食を含む。以下この条において同じ。)に対しては、特別地方消費税を課することができない。ただし、外国に派遣された本邦の大使等が行う同項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為について特別地方消費税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使等については、相互条件による。  
第二章第六節に次の一款を加える。  
第五款 交付  
(特別地方消費税の旅費等所在の市町村に対する交付)  
第百四十四条の二 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、自治省令で定めるところにより、当該各市町村に所在する第百十三条第一項の場所(第百四十四条第一項の料理店、仕出屋及び旅

館等並びに同条第三項の宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所を含む。に係る特別地方消費税の額で当該道府県に納入され、又は納付されたものの五分の一に相当する額の範囲内において自治省令で定める額を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 特別地方消費税に関する改正規定及び附則第五条の規定 平成二年十月一日

二 第二十三条第一項、第三十四条、第二百九十二條第一項及び第三百十四條の二の改正規定並びに次条第三項及び第四項並びに附則第五條第三項及び第四項の規定は、平成三年四月一日

一 特別地方消費税に関する改正規定及び附則第五条の規定 平成二年十月一日

二 第二十三条第一項、第三十四条、第二百九十二條第一項及び第三百十四條の二の改正規定並びに次条第三項及び第四項並びに附則第六條第三項及び第四項の規定 平成三年四月一日

(特別地方消費税に関する経過措置)

第五条 新法の規定中特別地方消費税に関する部分は、平成二年十月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第百十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき特別地方消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

(個人の市町村民税に関する経過措置)

第六条 新法附則第三條の三第三項及び第四項並びに附則第三十三條の二第六項において準用する同条第一項から第三項までの規定は、平成二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の市町村民税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

適用し、平成元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十三條の二第六項において準用する同条第一項から第三項までの規定の適用については、平成二年度分の個人の市町村民税に限り、同条第一項第一号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の六十七・三」とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

3 新法第二百九十二條第一項、第三百十四條の二及び第三百十七條の二第一項の規定は、平成三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百十四條の二第一項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二年一月一日以後に支払った同項第五号に規定する生命保険料、同項第五号の二に規定する個人年金保険料又は同項第五号の三に規定する損害保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八條第二項第一号の二の規定は、平成元年度以前の年度分の固定資産税についても、適用する。

3 新法第三百四十九條の三第三項の規定は、昭和六十四年一月二日以後に新設された同項に規定する償却資産に対して課する平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新設された旧法第三百四十九條の三第三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九條の三第二十四項の規定は、昭和六十四年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十九條の三第二十四項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十四條第四号の規定中特定粉じんの処理施設に関する部分は、平成元年十二月二十七日以後に新設された当該施設に対して課する平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 旧法附則第十五條第七項に規定する償却資産のうち振動を防止するための償却資産(昭和六十四年一月一日までに取得されたものに限り。以下この項において「振動防止用設備」という。)に対して課する平成二年度分及び平成三年度分の固定資産税については、同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、振動防止用設備に係る同項の規定の適用については、同項中「平成元年度」とあるのは「平成三年度」と、「三分の一」とあるのは「三分の二」とする。

7 昭和六十二年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旧法附則第十五條第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産で昭和六十年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十八年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成元年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成元年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第二十六項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 昭和五十九年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五條第二十八項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 昭和六十一年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第三十項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第八条 新法第五百八十六條第二項第二号ニの規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成二年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成元年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第二号ニの規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

平成二年三月三十日 衆議院會議録第十号 地方税法の一部を改正する法律案(参議院回付)

別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第九条 新法附則第十二条の三(同条第三項から第六項までを除く。)の規定は、平成二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成元年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条の三第三項から第六項までの規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

第十條 昭和六十二年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)  
第十一條 新法附則第三十二条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)  
第十二條 平成元年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの旧法附則第三十二条の三の二第一項に規定する事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第十三條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効

力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十四條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第十五條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「地方税法第百三条を「同法第百三条に、自動車取得税を、特別地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第百四十四条の二の規定により市町村に対し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金(以下「特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、自動車取得税に、

「地方税法第百九十九条の三十二」を「同法第百九十九条の三十二に、当該市町村の自動車取得税交付金を、当該市町村の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金に、当該指定市の自動車取得税交付金を、当該指定市の自動車取得税交付金を、当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金に、

改め、同条第三項の表市町村の項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一

号ずつ繰り下げ、第九号の次に次のように加える。

十 特別地方消費税交付金 前年度の特別地方消費税交付金の交付額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)  
第十六條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

12 平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額」とする。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第十七條 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「昭和六十五年」を「平成三年」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正)  
第十八條 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第九項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「とあるのは、農用地開発公団又は農用地整備公団」とあるのは「農用地開発公団又は農用地整備公団」と、「昭和六十五年三月三十一日」とあるのは「平成四年三月三十一日」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)  
第十九條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち地方税法第七百一条の四十一第一項の表第十八号の改正規定の次に次のように加える。

附則第十一条第十項中「当該一般自動車運送事業」の下に「に相当する一般旅客自動車運送事業」を加える。